

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>Ⅲ-4-16 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-4-16-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 (1)・(2)（略）</p> <p>(注1)上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先</p> <p>ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</p> <p>ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</p> <p>ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係(コミュニケーション)から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>ハ. 紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先 (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デッ</p>	<p>Ⅲ-4-16 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-4-16-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 (1)・(2)（略）</p> <p>(注1)上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先</p> <p>ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</p> <p>ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</p> <p>ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係(コミュニケーション)から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>ハ. 紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先 (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デッ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>ト・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先 ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再 建計画の策定に関与した取引先 ヘ. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取 引先 等</p> <p>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取 に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事 業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策 イ. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先 ロ. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先 ハ. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資 プログラムによる融資を行った取引先 ニ. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</p> <p>(新設)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>Ⅲ-4-16-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受 け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以 下の点に留意するものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第 4号ホ及びヘに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲である</p>	<p>ト・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先 ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再 建計画の策定に関与した取引先 ヘ. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取 引先 等</p> <p>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取 に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事 業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策 イ. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先 ロ. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先 ハ. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資 プログラムによる融資を行った取引先 ニ. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</p> <p><u>なお、経営改善支援等の具体的な取組みは、各銀行において自らの規 模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決 定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないこと に留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の 内容が記載されているか確認する。</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>Ⅲ-4-16-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受 け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以 下の点に留意するものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第 4号ホ及びヘに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲である</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>こと」との要件について、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－１６－３ (略)</p> <p>Ⅲ－４－１６－４ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行前に改正法第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正(平成20年12月17日適用)による改正前の本監督指針Ⅲ－４－１５の規定を適用することとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>こと」との要件について、金融市場の急激な変動その他の経済情勢の大幅な変動が生じた場合でも、銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－１６－３ (略)</p> <p>Ⅲ－４－１６－４ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法(平成20年12月施行)」という。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法(平成20年12月施行)の施行前に改正法(平成20年12月施行)第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、<u>本監督指針の一部改正(平成23年7月27日適用)による監督指針Ⅲ－４－１６－１を除き、本監督指針の一部改正(平成20年12月17日適用)による改正前の本監督指針Ⅲ－４－１５の規定を適用することとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－１６－５ 震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p><u>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第8条第1項、又は、第9条第1項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u> 府令附則第2条第1項第1号、又は、第7条第1項第10号イに基づいて</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p><u>提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等である旨が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>また、当該金融機関等における東日本大震災（金融機能強化法附則第8条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p><u>② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p><u>③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際しての雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。）。</u></p> <p><u>(3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘに規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、東日本大震災による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p><u>表が、直近の当局検査の内容を踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p>Ⅲ-4-16-6 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p><u>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u></p> <p><u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p>(2) <u>監督上の措置</u></p> <p><u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等、当該震災特例対象子会社、又は、業務実施金融機関(金融機能強化法附則第9条第1項に規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。)が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(注) <u>なお、株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該震災特例金融機関等、当該震災特例対象子会社、又は、業務実施金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 （1）（略）</p> <p>（注1）上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先 ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先 ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先 ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等</p>	<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;"><u>める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>（3）協定銀行に対する転換権の行使の要請</u> <u>資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請することを検討するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項 金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 （1）（略）</p> <p>（注1）上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先 ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先 ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先 ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>ハ. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p>イ. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>ロ. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>ハ. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</p> <p>ニ. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</p>	<p>に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>ハ. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p>イ. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>ロ. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>ハ. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</p> <p>ニ. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>V-1-4-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号、第17条第1項第4号ホ及びヘ並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>金融市場の急激な変動が生じた場合でも、金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>V-1-4-3 (略)</p> <p>V-1-4-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について <u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」とい</u></p>	<p><u>なお、経営改善支援等の具体的な取組みは、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>V-1-4-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号、第17条第1項第4号ホ及びヘ並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>金融市場の急激な変動その他の経済情勢の大幅な変動が生じた場合でも、金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>V-1-4-3 (略)</p> <p>V-1-4-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正法(平成20年12月施行)」という。)の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について 改正法(平成20年12月施行)の施行前に改正法(平成20年12月施行)第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>う。)の施行前に改正法第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正(平成20年12月17日適用)による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</p> <p>V-1-4-5 (略)</p> <p>V-1-4-6 (略)</p> <p>V-1-4-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件 審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>V-1-4-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置 金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 (1)・(2) (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。 イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援 a. 政府関係金融機関と協調して投融资等を行った取引先</p>	<p>規定によりされた決定に係る経営強化計画については、<u>本監督指針の一部改正(平成23年7月27日適用)による監督指針V-1-4-1を除き</u>、本監督指針の一部改正(平成20年12月17日適用)による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</p> <p>V-1-4-5 (略)</p> <p>V-1-4-6 (略)</p> <p>V-1-4-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件 審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動<u>その他の経済情勢の大幅な変動</u>が生じた場合でも、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>V-1-4-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置 金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 (1)・(2) (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。 イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援 a. 政府関係金融機関と協調して投融资等を行った取引先</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>b. 創業支援融資商品による融資を行った取引先 c. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援</p> <p>a. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</p> <p>b. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>c. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p>a. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先 b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンドに出資（現物出資）した取引先 d. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先 e. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先 f. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>二. 事業の承継に対する支援</p> <p>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p>	<p>b. 創業支援融資商品による融資を行った取引先 c. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援</p> <p>a. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</p> <p>b. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</p> <p>c. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p>a. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先 b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンドに出資（現物出資）した取引先 d. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先 e. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先 f. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>二. 事業の承継に対する支援</p> <p>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</p> <p>a. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>b. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>c. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</p> <p>d. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</p> <p>a. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>b. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p>c. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</p> <p>d. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先等</p> <p>なお、<u>経営改善支援等の具体的な取組みは、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>V-1-4-9 震災特例金融機関等(協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。)、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機能強化法附則第8条第1項、又は、第9条第1項に基づく株式等の引受け等並びに第10条第4項の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p><u>府令附則第2条第1項第1号、第7条第1項第10号イ、第15条第1項第1号、又は、第16条第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p><u>また、当該金融機関等における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第3号並びに第28条第1項第2号ハに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p><u>② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p><u>③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第1項第3号及び第28条第1項第2号ハに規定する要件に限る。）。</u></p> <p><u>(3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘ並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ(2)に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、東日本大震災による震災特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該震災特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p>

(新設)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p>V-1-4-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p><u>(1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u> <u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u> <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p>② <u>監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u> <u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関（金融機能強化法附則第 10 条第 1 項に規定する震災特例協同組織金融機関をいう。）に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u> <u>震災特例協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上の措置については、特に以下の点に留意する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p>① <u>経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ</u> <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p>② <u>監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(注) <u>なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央機関又は震災特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u> <u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>V-1-4-11 特定震災特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項 <u>特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画(金融機能強化法附則第11条第1項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する場合における金融機能強化法第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第11条第2項に基づく信託受益権等の買取り等の申込みを行うことに関する要件</u> <u>府令附則第18条第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p><u>たつては、当該協同組織金融機関が特定震災特例協同組織金融機関である旨が記載されているか確認する。</u> <u>また、当該特定震災特例協同組織金融機関における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法附則第 11 条第3項第 1号二に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、「特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、特定震災特例協同組織金融機関の経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受けたことを踏まえ、当該特定震災特例協同組織金融機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該特定震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法附則第 11 条第3項第3号ロに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関から必要な報告を受けモニタリング(オンサイトによるものを含む。)を実施し、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うことを内容としたものであることを確認する。</u></p> <p>V-1-4-12 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改善した旨の認定に関する留意事項 <u>特別対象協同組織金融機関等(金融機能強化法附則第 13 条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいう。以下同じ。)が特別経営強化計画(金融機能強化法附則第 16 条第 1項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する場合における同法附則第 16 条第3項に規定する経営が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第 16 条第3項第3号に規定する要件</u> <u>金融機能強化法附則第 16 条第 1項に規定する経営改善したことを示すために必要な書類には、経営が改善していることが具体的に確認できる内容が含まれていることを確認する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>金融機能強化法附則第 16 条第3項第5号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>部門別の損益管理が実施されている等、特別経営強化計画が適切</u> <u>に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p>② <u>減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされてい</u> <u>る、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の</u> <u>確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>V-1-4-13 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資 本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p> <p><u>特別対象協同組織金融機関等が資本整理等実施要綱(金融機能強化法附</u> <u>則第 17 条第1項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下この項において</u> <u>同じ。)を提出する場合における金融機能強化法附則第 17 条第2項に規定す</u> <u>る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件</u> <u>の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法附則第 17 条第2項第2号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>事業再構築の内容が、特別対象協同組織金融機関等の事業及び財</u> <u>務の状況並びに主として業務を行っている地域の状況を踏まえた適切</u> <u>なものであること。</u></p> <p>② <u>事業再構築後に協定銀行が引き続き特別対象協同組織金融機関等</u> <u>に係る信託受益権等を保有する場合には、以下に掲げる事項</u></p> <p>イ. <u>当該特別対象協同組織金融機関等の業務を引き継ぐ協同組織</u> <u>金融機関が、協同組織中央金融機関の適切な経営指導を引き続</u> <u>き受けることになっていること。</u></p> <p>ロ. <u>部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続す</u> <u>るための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p>ハ. <u>減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなさ</u> <u>れている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資</u> <u>金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲</u> <u>渡である場合には以下に掲げる事項</u></p> <p>イ. <u>特別対象協同組織金融機関等の事業を継承する金融機関にお</u> <u>いて、事業再構築後、当該特別対象協同組織金融機関等が主と</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p><u>して業務を行っている地域で継続的に事業を行う体制を整備することが見込まれること。</u></p> <p><u>ロ. 特別対象協同組織金融機関等の事業を継承する金融機関において、事業再構築後、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の財務基盤を持つことが見込まれること。</u></p> <p><u>ハ. 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、事業再構築の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、事業再構築の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること。</u></p> <p><u>④ 事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を伴わないものである場合には、以下に掲げる事項</u></p> <p><u>イ. 会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外のものからの支援の受入れの時期、内容等が具体的であるなど、その実現が確実であると認められること。</u></p> <p><u>ロ. 事業再構築後の特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の財務基盤を持つことが見込まれること。</u></p> <p><u>ハ. 部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続するための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法附則第 17 条第 2 項第 3 号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 資本整理を行うにあたり当該特別対象協同組織金融機関等において適切に資産査定がなされること。</u></p> <p><u>② 資本整理の内容が、予定している事業再構築の実現に対し必要かつ適切なものであること。</u></p> <p><u>(3) 金融機能強化法附則第 17 条第 2 項第 4 号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 金融機能強化法附則第 17 条第 1 項第 3 号に規定する預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填(以下「金銭の贈与等」という。)が事業再構築に伴う資本整理を行うにあたって必要不可欠であること。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p>② 金銭の贈与等の額の算定根拠が合理的であり、かつ、資本整理を実施するまでの間、資産の劣化が進まないよう適切に管理するなど必要な措置をとっていること。</p> <p>V-1-4-14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置 特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 特定震災特例経営強化計画の履行状況のフォローアップ 特定震災特例経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、特定震災特例経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</p> <p>② 監督上の措置 履行状況報告に記載された、特定震災特定経営強化計画に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特定震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該特定震災特例経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、協同組織中央金融機関又は当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めることを検討するものとする。 当該検討に際しては、計画に掲げた配当に対する方針に沿ったものとなっているか、当該特定震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に勘案するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の認定を受けた場合における監督上の措置</u> <u>特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第 16 条第 3 項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上必要な措置については、V-1-4-10(2)を参照すること。</u></p> <p>V-1-4-15 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項 <u>府令附則第 36 条第 1 号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前 1 年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>V-1-4-16 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項 <u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要件</u></p> <p>① <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっていること。</u></p> <p>② <u>協同組織金融機関等に対する経営指導の方針やその内容が、当該協同組織金融機関等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。</u></p> <p>③ <u>協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップするこ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
<p>(新設)</p>	<p>ととなっていること。</p> <p>イ. <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策</u></p> <p>ロ. <u>優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る時期の見通し</u></p> <p>ハ. <u>財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第 34 条の4第1項第2号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理体制や協同組織金融機関等に対する経営指導体制が構築されていること。</u></p> <p>② <u>公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>公的資金の管理運用体制(協同組織金融機関等から特定支援の申込みに対する審査体制を含む。)が適切なものとなっていること。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第 34 条の4第1項第4号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、東日本大震災による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第 34 条の4第1項第6号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される協同組織中央金融機関の貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかどうかを確認する。</u></p> <p>V-1-4-17 金融機能強化法附則第 22 条第1項の規定により提出する協</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正（案）
	<p>同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p><u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について</u></p> <p><u>金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されていることを確認するものとする。</u></p> <p>(2) <u>監督上の措置</u></p> <p><u>履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(注) <u>なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p>